

目次

第1編 総則

第1章 計画の目的

第2章 本計画の基本的構成等

第3章 定義

第2編 災害予防対策

第1章 発災後に備えた防災体制等の整備

第1節 組織体制の整備

第2節 長期化に対する備え

第2章 国、関係都県等及び防災関係諸機関等との相互協力

第1節 相互協力体制の確立

第2節 防災会議等への参加

第3章 情報収集・受伝達体制の整備

第1節 情報収集・受伝達体制の確立

第2節 関係機関等との相互連絡体制の構築

第4章 資機材等の確保

第1節 資機材の備蓄等

第2節 資料・データ等のバックアップ

第5章 防災上必要な教育及び訓練

第1節 防災研修等の実施

第2節 防災訓練の実施

第6章 防災上必要な研究等

第7章 防災上必要な広報

第1節 基本方針

第2節 お客さま等に対する広報等

第3節 災害発生時における広報

第8章 安全性、信頼性の高い首都高速道路の確立

第1節 道路施設等関連対策

第2節 防災中枢機能の確保

第3節 お客さま等の安全確保

第4節 道路通行規制の基準等

第3編 災害応急対策

第1章 基本方針

第2章 災害情報等の収集・連絡

第1節 災害情報等の収集・連絡

第2節 通信手段の確保

第3章 災害対応の実施

第1節 災害時における体制

第2節 災害応急対策

第3節 災害時における緊急交通路及び緊急輸送路の確保

第4編 災害復旧対策

第1章 基本方針

第2章 必要な体制等の整備

第3章 改良復旧の実施等

第5編 災害支援等

第1章 災害支援協力

第2章 自発的支援の受入れ

第6編 警戒宣言等発令時の防災応急対策

第1章 基本方針

第2章 警戒宣言等の伝達等

第3章 災害警戒体制

第1節 防災体制

第2節 施設対策等

第3節 緊急広報措置

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 基本方針

第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保等

第1節 津波等に関する情報の収集及び伝達

第2節 避難誘導計画の作成

第3節 道路交通対策

第4節 地震防災上必要な教育及び訓練

附則

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づき、首都高速道路等に係る地震その他の災害に対処するため、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が実施する災害予防、災害応急対策、災害復旧等についての業務の大綱を定め、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、もってお客さま等の安全を図りつつ、首都高速道路等を災害から保護するとともに、災害時における道路交通機能を維持し、緊急交通路及び緊急輸送路としてその社会的役割を充分発揮できるよう、国、関係都県等及び関係防災諸機関等と相互に緊密な連携を保ちつつ、地震その他の災害に対する万全の措置を講ずることを目的とする。

第2章 本計画の基本的構成等

（1）防災対策は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の一連の体系の中で実施

されていくものであり、これらの対策を総合的に講ずることにより、災害に強い首都高速道路網の形成を図り、災害対応に万全を期さなければならない。この際、防災対策は、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に対して十分配慮しつつ推進するものとする。

なお、上記防災対策の各段階については、それぞれ次に掲げる対応をその内容とする。

① 災害予防対策

災害予防対策については、未然に災害被害を防止することを目的として構造物・施設等の耐震性確保に取り組むほか、被害の局限化を目指し、関係機関との協力体制確立や防災体制の整

備、防災訓練の実施、資機材の確保等に努める。

② 災害応急対策

災害応急対策については、災害情報等の収集・連絡を適時適切に行うとともに、災害時における体制区分に基づいて迅速な点検や道路啓開を実施する。この際、状況に応じて放置車両の撤去等を実施し、緊急交通路及び緊急輸送路の早期確保に努める。

③ 災害復旧対策

災害復旧対策については、首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、緊要度の高いものから順次、迅速適切な復旧を図る。この際、現状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行うものとする。

(2) なお、本計画は、災害対策基本法第39条第1項の規定に基づき毎年検討を加えるものとし、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第3章 定義

本計画において、次に掲げる用語の意義は、当該各項記載の通りである。

(1) 災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 防災

災害対策基本法第2条第2号に規定する防災をいう。

(3) 地震防災

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第2号に規定する地震防災をいう。

(4) 地震防災応急対策

大規模地震対策特別措置法第2条第14号に規定する地震防災応急対策をいう。

(5) 警戒宣言

大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(6) 東海地震注意情報

中央防災会議で決定された東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画に基づく東海地震注意情報をいう。

第2編 災害予防対策

第1章 発災後に備えた防災体制等の整備

第1節 組織体制の整備

(1) 災害発生時における迅速かつ的確な災害対応を確保するため、災害対策本部の設置を含めた、災害の種類及びその程度に応じた適切な警戒・対応措置を講ずることのできる組織体制を整備しておくものとし、必要な人員、資機材等の手配等についてあらかじめ定めておくとともに、初動体制、特に役員及び社員の非常参集、建造物の緊急点検等の実施手順等に関する諸計画等を策定し、必要に応じてマニュアル等の整備を図るものとする。

(2) 具体的には、準則等を策定するとともに、業務の実施手順等につき誰にでも理解し易い形に整理した防災業務ハンドブック等の各種手引書をまとめることとする。

第2節 長期化に対する備え

災害対応体制が長期にわたって継続した場合の要員、物資等の確保等についてもあらかじめ計画を策定し、円滑に業務が実施できるように体制を整備しておくものとする。

第2章 国、関係都県等及び防災関係諸機関等との相互協力

第1節 相互協力体制の確立

首都高速道路等に係る災害が発生した場合において、これに対して迅速かつ適切な対応措置を実施するため、日頃から国、関係都県等及び防災関係諸機関等との間において情報交換等を実施し、有機的連携の確保に努めるとともに、緊急時における緊密な相互応援協力体制の構築を図るものとする。

また、緊急点検、応急復旧等の作業を円滑に実施するためには、各種団体及び業者等との緊密な協力関係を構築することも必要となるので、日頃から情報交換、協定締結等を実施し、緊急時に備えておくものとする。

第2節 防災会議等への参加

国、関係都県等に係る防災会議等には積極的に参加し、各種防災計画等の作成及び実施その他の事務に協力することなどを通じて、国、関係都県等の防災体制に寄与するよう努めるものとする。

第3章 情報収集・受伝達体制の整備

第1節 情報収集・受伝達体制の確立

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に収集・受伝達し、時機に応じた適切な対応措置を速やかに実施できるよう、情報収集・受伝達体制を確立しておくとともに、災害等による通信回線途絶を回避し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、有・無線系、地上系・衛星系、固定系・移動系等を複合的に組み合わせつつ必要な通信設備・施設等の確保及び整備等に努めるものとし、被災した場合の措置についてもあらかじめ定めておくものとする。

第2節 関係機関等との相互連絡体制の構築

災害時に国、関係都県等及び関係防災諸機関等との情報交換等が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡ルート多重化及び通信施設等の相互利用を図るとともに、受伝達すべき情報の種類、内容及びその方法、連絡窓口等についてあらかじめ調整しておくものとする。

第4章 資機材等の確保

第1節 資機材の備蓄等

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行うため、緊急点検、災害直前の応急対策及び応急的な復旧等の対策を実施するために必要な体制の整備、資機材及び物資の備蓄等を行うものとする。この場合において、応急復旧等を円滑に実施するため、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、主要な災害対策用資機材、復旧用資機材等を迅速かつ的確に調達し得るよう措置することに努めるものとする。

第2節 資料・データ等のバックアップ

円滑な応急対応を行うために必要な各種資料・データについては、被災、散逸、消失等を防ぐため、バックアップ対策には特段の配慮を払うとともに複製したうえで、分散し保存に努めるものとする。

第5章 防災上必要な教育及び訓練

第1節 防災研修等の実施

防災業務に従事する社員の的確・迅速な対応能力を養成し、適切な防災業務が遂行できるよう、役員及び社員に対する防災に関する研修等の整備充実を図るとともに、国、関係都県等及び関係防災諸機関等が実施する講習会等に積極的に参加し、防災に関する専門的な知識の習得に努めるものとする。

第2節 防災訓練の実施

(1) 地震その他の各種災害に迅速かつ的確に対応できるよう、国、関係都県等及び関係防災諸機関等と連携しつつ、大規模災害を想定した総合的かつ実践的な防災訓練を実施し、情報連絡、命令の伝達、予防措置、応急復旧工事等の防災上必要な訓練に努めるとともに、国、関係都県等及び関係防災諸機関等が実施する総合防災訓練等にも積極的に参加するものとする。

(2) また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。

第6章 防災上必要な研究等

有効適切な防災業務を実施するため、防災上必要な技術的研究を行うとともに、国、地方公共団体等及び防災諸機関等と資料等の交換を行うものとする。

また、首都高速道路等に被災事例が生じた場合においては、各種災害に係る既往の被災事例を参考に、速やかに被災原因の分析、資料収集・保存等を行うとともに、必要に応じこれを報告等して爾後の防災業務の参考に供するものとする。

第7章 防災上必要な広報

第1節 基本方針

警戒宣言発令時及び災害発生後における被害の軽減、混乱の防止、二次災害の防止及び災害応急復旧活動の円滑化等のため、時機に応じた適切な広報を行うものとする。このため、あらかじめ広報の内容、特に発災後の経過に応じてお客さま等に提供すべき情報について整理しておくとともに、発表の方法、発表の体制等を定め、また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その適切な運用を図るものとする。

また、国、関係都県等及び関係防災諸機関等との間で必要な連絡調整を実施するとともに、各種報道機関等に対して広報に関し必要な協力を求める等日頃から緊密な連携体制を構築するよう努めるものとする。

さらにお客さま等からの問い合わせ等に対して、迅速かつ適切に対応する体制を構築できるよう、あらかじめ必要な計画、調整を実施しておくものとする。

第2節 お客さま等に対する広報等

災害発生時におけるお客さま等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報をお客さまに周知するよう、パンフレットの配布等による広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進するものとする。

第3節 災害発生時における広報

災害発生時における無用の混乱を防止、お客さま等が非常事態に即応して適切な措置を執り得るよう、被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、又、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を、各種の道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ・SNS等各種のメディアを最大限活用して正確かつ迅速にお客さま等に提供するものとする。

また、広報活動はあらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、的確に実施するよう努めるものとする。

第8章 安全性、信頼性の高い首都高速道路の確立

第1節 道路施設等関連対策

- (1) 災害時において、安全性、信頼性の高い首都高速道路網を確保するため、代替性の確保、多重化の観点からネットワーク等の充実に努めるとともに、首都高速道路等及び関連施設の整備に当たっては、地質、構造等の状況に応じ、防災上十分な安全を見込むとともにトンネル防災設備、緊急避難用非常口その他の防災設備の整備に努めるものとする。
- (2) また、点検要領等に基づき巡回点検等を計画的に実施することなどにより、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に道路防災対策等を推進して、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標としつつ、災害時における緊急交通路及び緊急輸送路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。
- (3) 具体的には、橋脚の耐震性向上補強対策を計画的に実施するとともに、支承及び連結装置の耐震性向上対策に取り組むこととする。

第2節 防災中枢機能の確保

災害応急対策等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に並びに災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

第3節 お客さま等の安全確保

- (1) 不特定多数の者が利用する施設等の災害発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、首都高速道

路等においては、各種施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制に係る整備の強化を図るとともに、特に突発的災害の発生に備え、お客さまの避難誘導計画等の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

- (2) その際、多数の避難者の集中やそれに伴う混乱等の発生などを想定し、事態対応が円滑に行えるように適切な配慮をするとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者の存在を充分考慮に入れ、的確な対応を可能とするような計画になるよう努めるものとする。

第4節 道路通行規制の基準等

異常気象時、災害発生時等において、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、迅速に道路交通規制が実施できるよう必要な体制の整備等を図るものとし、事前に関係都県公安委員会等への必要な協議調整を実施しておくとともに、国、関係都県等及び関係防災諸機関等と緊密な連携を保ち、交通規制等を円滑に実施できるよう体制の構築を図り、お客さま等への周知を図る等必要な措置を適切に講じておくものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 基本方針

災害応急対策を実施するに当たっては、首都高速道路が関係都県等の地域防災計画において災害時の緊急交通路及び緊急輸送路としての指定を受けていることの重要性に鑑み、発災後速やかに首都高速道路等に係る被害規模等を把握し的確に受伝達するとともに、役員及び社員の速やかな非常参集の実施により災害の規模に応じた適切な対応体制を構築し、迅速な緊急道路啓開及び災害復旧へ向け、二次災害等に留意しつつ必要な諸施策を順次実施していくよう努めるものとする。このため、日頃から国、関係都県等及び関係防災諸機関等との緊密な連携を保つように努め、災害時の応急復旧等が迅速かつ的確に実施できるよう諸般の整備を図るものとする。

また、実施に当たっては、お客さま等の安全に最大限配慮するとともに、お客さま等への各種の情報提供も時機に応じて適切に行っていくよう努めるものとする。

第2章 災害情報等の収集・連絡

第1節 災害情報等の収集・連絡

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、刻々の情報を的確に把握して適切な措置を講ずることにより、お客さま等の安全を確保するとともに応急復旧等を迅速かつ的確に実施して安全円滑な緊急交通路及び緊急輸送路としての機能確保を図るため、国、関係都県等及び関係防災諸機関等との有機的な連携の下に、あらかじめ定めた要領等に基づき、被害情報等災害応急対策の実施に必要な各種の災害関連情報を時機に応じた的確に収集するとともに、速やかに受伝達を実施するものとする。
- (2) その際、国、関係都県等及び関係防災諸機関との情報受伝達窓口の一本化には特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう配慮するものとする。

また、収集された情報等のうち必要なものについては、必要に応じ報道機関等の協力を得て、お客さま等にも周知するように努めるものとする。

第2節 通信手段の確保

- (1) 災害発生直後直ちに、通信回線等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設等の復旧に努め、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。この場合において、必要に応じ、衛星通信等移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定等各種非常通信回線の確保に努めるとともに、関係機関と連携した各種の非常通信ルートの確保に努めるものとする。
- (2) また、災害時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信統制等を適切に実施することにより円滑な通信の確保に支障をきたさないよう努めるものとする。

第3章 災害対応の実施

第1節 災害時における体制

(1) 対応体制の構築

会社は、警戒宣言等が発令された場合又は災害が発生した場合等にあつては、警戒体制（一応の災害発生危険性が認められる段階において、予防的に実施する災害対応体制）、緊急体制（災害が発生した場合等、対応措置を講ずる必要がある場合に基本的に実施する災害対応体制）又は非常体制（重大な災害が発生し、全社を挙げて組織的に対応する必要がある場合に実施する災害対応体制）のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容のものを選択し、速やかに役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な措置を講じるとともに、緊急点検等により収集・連絡された情報等に基づく判断により、国、関係都県等及び関係防災諸機関等との密接な連絡調整を図りつつ、時機に応じた適切な対応措置及び情報受伝達等を実施するとともに、必要な応急対策等を迅速かつ的確に講ずるものとする。このため、事前に必要な準備等を整えておくよう努めるものとする。

(2) 相互調整の実施

必要に応じ、国、関係都県等に設置された災害対策本部等に連絡要員を派遣する等、国、関係都県等及び関係防災諸機関等との間において相互に緊密な連携を確保しつつ、災害応急対策の相互調整に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

(1) 災害発生直後の緊急点検等

災害発生後、あらかじめ作成された要領、計画等に基づき、緊急点検を実施する体制を速やかに整え、首都高速道路等に係る緊急点検を迅速かつ的確に実施して被害状況等を十分に把握するよう努めるものとする。この際、緊急点検の迅速化に資するため、各種観測・監視機器の計画的な整備を図るとともに、専門技術を持つ人材等の活用できる体制の活用・整備を図るものとする。

(2) 災害発生時における応急措置

- ① 緊急点検の結果に応じ、避難誘導等お客さまの安全確保を図るために必要な措置を適宜講じていくとともに、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、緊急道路啓開、応急復旧等必要な応急対策を速やかに実施し、首都高速道路等の機能回復を図るものとする。この場合において、必要に応じ応急工事の実施状況等につき国、関係都県等及び関係防災諸機関等と緊密な情報交換を行い、必要な相互協力の実施に努めるものとする。
- ② また、道路交通の確保や施設等の被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、施設等の被害状況に応じた適切な応急工事等を迅速かつ重点的に計画し、施行するものとする。

(3) 自衛隊の応援派遣等

- ① 人命又は財産保護のため応急工事等を迅速に施行する場合において必要があるときは、関係都県知事等に自衛隊の応援派遣要請の実施を依頼するものとする。このため、関係都県等及び自衛隊との間において相互の防災関連計画等の調整を図るとともに、支援要請が円滑に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法等事前に必要な準備を整え、平常時から緊密な連携体制を構築しておくよう努めるものとする。
- ② また、国、関係都県等及び防災関係機関等との間においても、各種の応援協定の締結等必要な連携体制の強化を図るものとする。

第3節 災害時における緊急交通路及び緊急輸送路の確保

(1) 迅速な道路啓開の実施

首都高速道路が関係都県等における地域防災計画において緊急交通路及び緊急輸送路として指定されていることに鑑み、発災後、緊急パトロール、緊急点検等により得られた各種の災害関連情報等から首都高速道路等の被害状況、道路交通状況等を迅速に見極めるとともに、緊急交通路及び緊急輸送路とし

て利用可能な路線の選定を行い、国、関係都県等及び関係防災諸機関等と緊密な連携を図りつつ、関係都県公安委員会との協議に従い、順次各路線の確保優先度を考慮した人員、資機材等の傾斜的・集中的な投入を実施し、放置車両の移動、路上障害物の除去等の緊急道路啓開措置及び応急復旧等を迅速かつ的確に実施し、緊急道路啓開による必要路線の速やかな確保を図るものとする。

(2) 措置等の事前検討等

- ① 災害時に緊急道路啓開による必要路線の速やかな確保が図れるよう、首都高速道路等の耐震性の向上等災害に対する信頼性、安全性の確保には十分配慮するとともに、緊急道路啓開作業の実施に必要な各種整備を計画的に推進するほか、国、関係都県等及び関係防災諸機関等との間で、災害時の計画的な道路啓開を実施するための諸方策の検討を実施することに努めるとともに、緊密な連絡調整を行っておくものとする。
- ② また、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保については、関係業者等との協定の締結等必要な措置を講じておくように努めるものとする。

(3) 放置車両等の移動

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) お客さまに対する広報の実施

作業の円滑化を図るため、災害時のお客さまがとるべき行動及び放置車両等の取扱い等に関する広報に努めるものとする。

第4編 災害復旧対策

第1章 基本方針

首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施して施設等の被害状況等及びその原因等を精査し、復旧工法、経費等を決定するとともに必要な予算措置等を講じ、災害により発生した障害物等については必要に応じて迅速な除去・是正を行い再度災害の防止を図るとともに、周辺環境の保全に充分配慮しつつ被災施設等の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要度の高いものから順次、可能な限り迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

第2章 必要な体制等の整備

災害復旧対策の円滑な実施を図るため、日頃から国、関係都県等及び関係防災諸機関等との緊密な連絡調整を保つとともに、各種の災害を事前想定した復旧計画等をあらかじめ策定しておくよう努めるものとし、その際、被災施設が兼用工作物である場合又は隣接して被災施設に重要な影響を及ぼす施設がある場合等を考慮して、必要に応じて兼用工作物等に係る施設管理者と必要な連絡調整を実施しておくとともに、災害発生時の迅速な情報受伝達等が行えるよう、必要な体制等を整備するよう図るものとする。

第3章 改良復旧の実施等

災害復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとし、また、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第5編 災害支援等

第1章 災害支援協力

国、関係都県等が地域の災害復旧・復興の基本方向を検討し各種計画等を作成する場合及び被災機関、被災地方公共団体等から当該地域等に係る災害復旧・復興対策の迅速かつ的確な推進のため、社員等の派遣等の災害支援協力の要請があった場合においては、状況を勘案した上で速やかにその実施可能性等を検討し、必要に応じて人的、物的な支援等を行う等適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、関係都県等に対する災害支援については、地域防災計画等に基づき、できる限り、速やかに実施するよう努めるものとする。

第2章 自発的支援の受入れ

特に大規模な災害が発生したことが報道された場合には、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せ

られることが予想されるが、このような場合には、対応窓口を速やかに設置した上で、会社として必要とする支援協力の内容等を速やかに把握、検討し、適切に対応するよう努めるものとする。

第6編 警戒宣言等発令時の防災応急対策

第1章 基本方針

神奈川県の一部等については、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条の規定に基づく「大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域を指定」（昭和54年総理府告示第26号）により、「地震防災対策強化地域」として各種の地震防災対策の強化を求められているところであり、会社としても、隣接する地域に存する基幹的交通施設という観点からこれに対応した対策強化を適切に実施する必要があるため、本計画、特に第2編の規定を強化するものとして、警戒宣言等発令時の防災応急対策に係る特則を定めるものとする。

第2章 警戒宣言等の伝達等

東海地震注意情報、警戒宣言、警戒体制を執るべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関する情報等については、保安・交通部において把握することとし、各部等及び局に伝達する方法については、別に定める防災業務計画実施準則によるものとする。

第3章 災害警戒体制

第1節 防災体制

警戒宣言等の発令後においては、緊急点検体制の確認及び待機発令、災害応急復旧用資機材等及び各種必要物資等の確保、輸送手段の確認、各種施設等に係る防災対策の実施等災害対応体制の発動・維持に必要な措置を講じ、災害発生に備えるものとする。この際、各種措置等を講ずるに当たり、役員及び社員等及び施工業者等の安全には特に配慮するとともに、各種事故等の未然防止に努めるものとする。

また、発災後の交通規制措置等に備え、必要な対策等についてあらかじめ関係都県公安委員会等と協議しておくものとする。

第2節 施設対策等

(1) 各種施設等に対する措置

- ① 警戒宣言等が発令された場合、道路パトロール等により災害の発生するおそれのある箇所等を重点的に、道路交通状況及び構造物等所管施設の状況把握に努めるとともに、災害発生時における対策について、あらかじめ措置を検討するものとする。この場合において、道路法に基づく占用物件等についても同様の措置を講ずるよう、当該施設等の管理者等に対し必要な要請等を行うものとする。

また、関係都県公安委員会が実施する各種の交通規制（特に緊急交通路及び緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努めるものとし、首都高速道路等については車両の通行を極力抑制するよう必要な措置を的確に実施するとともに、交通規制実施状況等の各種の災害関連情報のお客さま等に対する提供、呼びかけ等を道路情報提供装置等を用いて積極的に実施するものとする。

- ② 既存の事務所等については、災害による被害の発生に備え、速やかに対処できるよう状況を把握するとともに、調査・連絡の体制をあらかじめ整えておくものとする。

(2) 工事中の箇所に対する措置

地震発生の危険性に鑑み、工事中の構造物、建築物等に関しては、安全管理を徹底させるとともに、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置を執るものとし、更に必要となる補強その他の保全措置に努めるものとする。その際、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じなければならない。

第3節 緊急広報措置

警戒宣言等が発令された際に実施するお客さま等に対する緊急広報については、既存の施設を積極的に活用して、次に掲げる方法等多様な伝達手段を利用することによりその迅速かつ的確な実施に努めるものとする。

- (1) 首都高速道路上（長大トンネル内を含む。）を走行中のお客さまに対しては、可変情報板等各種道路情報提供装置等

- (2) 料金所を通過中のお客さまに対しては、料金所係員による口頭伝達及び看板掲出等
- (3) PA等各種休憩施設を利用中のお客さまに対しては、社員等による口頭伝達、場内放送及び看板掲出等
- (4) その他各種報道機関の協力等を仰ぐなど、緊急広報を実施する上で有効と認められる各種の方法

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 基本方針

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、南海トラフ地震に係る防災対策の推進を図るものとする。

また、本計画は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合においても適用する。

なお、本編に定めのない事項については、第2編から第5編による。

第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、第2編第1章の規定を適用するほか、災害発生時における緊急輸送を確保するため、他の道路管理者と相互調整を進め、道路施設等の耐震性の向上を図るものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保等

津波からの防護、円滑な避難の確保等への対応については、次に掲げる事項によるものとする。

第1節 津波等に関する情報の収集及び伝達

気象庁が発表する大津波警報及び津波警報並びに南海トラフ地震臨時情報については、保全・交通部にて把握することとし、各部等及び局に伝達する方法については、別に定める準則により、迅速に把握及び伝達できる体制の整備を図るものとする。

気象庁が大津波警報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表したときは、第3編第3章の規定に基づく体制の確立等を行い、お客さまに対して、道路情報提供装置等による情報提供に努めるとともに、関係機関と調整の上、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう広報を行うものとする。

第2節 避難誘導計画の作成

首都高速道路及び休憩施設等が津波による被害の危険性がある区域に指定された場合、関係機関と調整の上、お客さま、社員、工事受注者その他関係者の津波からの避難誘導計画を作成するものとする。この際、第2編第8章の趣旨を踏まえるとともに、関係区市等の作成するハザードマップ等を活用する。

第3節 道路交通対策

道路交通状況の把握に努めるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき関係都県公安委員会が津波の危険性がある区域の交通規制を行う場合には、協力するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育及び訓練

防災教育及び訓練については、第2編第5章の規定によるほか、次の各号に掲げる内容の教育及び津波対応に関する訓練を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報発表に備えた防災上必要な教育
 - ① 当該臨時情報の概要及び発表時の取るべき対応
 - ② 南海トラフ地震の想定最大震度、想定される津波の高さ及び浸水範囲
 - ③ 当該臨時情報発表時に首都高速道路及び道路管理者に求められる役割
 - ④ その他必要な教育
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応訓練
 - ① 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の伝達訓練及び対策本部設置訓練

- ② お客さまへの情報提供訓練
- ③ その他必要な訓練

附 則

この社則は、令和4年5月1日から施行する。